

J C F 西部総局プロフェッショナル選手規定

第1章 総則

1. 本規定は、J C F日本プロフェッショナルダンス競技連盟西部総局（以下、総局）にプロフェッショナル登録をしている選手（以下、プロ登録選手）並びに未登録の選手を対象とする。
2. 本規定は、総局が主催又は公認する競技会（以下、競技会）を、公平且つ合理的に運営する事を目的とする。
3. 本規定の運用についての運用並びに改定は総局審査会において行う。
4. 本規定の適用は1年ごととし、1月1日より12月31日までとする。（以下、競技年度）

第2章 競技会

1. 競技会は、ボールルームとラテンアメリカンの二部門にて行うものとする。
2. 競技会は、登録級別に行うクラス戦と級別に行わないもの（オープン戦、ライジング戦、混合級戦）に分けられる。
3. 各級クローズの指定の無い競技会は、原則として下位級選手の上位挑戦を可能とする。
4. 競技会における服装は、ボールルーム部門は正装とし、ラテンアメリカン部門は自由とする。
5. 同一競技会において、2人以上のパートナーと出場する事は出来ない。

第3章 出場規定

1. 競技会の出場資格は、プロ登録選手、J C F他総局登録選手、国内他団体登録選手、W D C登録選手、及び未登録のプロ選手とし、それぞれ該当するセクションに出場できるものとする。
2. 競技会に出場するためには、主催者の定める出場料を納入しなければならない。
(出場申込み終了後に出場を取り止めた場合にも、後日主催者に出場料を納入しなければならない。)
3. 出場の申し込みは、所定の期日を遵守し、やむを得ない理由により出場できなくなったときは速やかにその旨主催者に届け出るものとする。
4. 無届けで欠場したとき、締切り時間に遅れたときは棄権と見なす。

第4章 登録規定

1. 級位の認定を受けているプロ登録選手は、競技年度毎に選手登録を行わなければならない。
2. プロ登録選手の登録は、ボールルーム・ラテンアメリカンの二部門に区別し、A・B・C・Dの4階級の級位とし、D級からA級へ進むのを原則とする。
3. 登録申請に際しては、所定の登録料を納める。
4. プロ登録選手は、シングルでもカップルでも登録を申請する事ができる。
5. 登録申請は次の5つに分類される。
 - a. 新規登録・・・国内未登録のプロ選手が総局プロ登録選手の申請をする際の登録。

- b. 継続登録・・・既に登録されているプロ登録選手が、次年度にその資格を継続する登録。
なお、継続登録の時期は毎競技年度終了後1ヶ月以内とする。
 - c. 再登録・・・既に登録されているプロ選手が再び登録選手の資格を得る為の登録。
原則として新規登録扱いとなり、級位の認定は総局審査会に諮り決定する。
 - d. 移籍登録・・・他総局及び他団体の登録選手が、総局に移籍を希望するときは、総局に報告する。なお、移籍登録時の級位は総局審査会に諮り決定する。
 - e. 転向登録・・・アマチュアからプロフェッショナルに転向するときは、転向届を総局に提出し承認を得た後、所定の手続きを完了しなければならない。
アマチュアからプロフェッショナルに転向した時の級位の変動は
 - (イ) S A級は、A級に
 - (ロ) A級は、B級に
 但し、転向時から遡って2競技年度内に全日本選手権決勝に入賞しているときはA級に
 - (ハ) B級は、C級に
 - (ニ) C級以下は、D級に
6. 次に該当するプロ登録選手は、その登録を抹消される。
- a. D級登録選手で、競技年度2年以上競技会に不出場の時。
 - b. 継続登録を怠った時。
 - c. 総局運営委員会の諮問により審議を経て登録抹消が決定された時。
- ※上記各項により登録を抹消された選手が再登録を希望するときは、総局運営委員会の許可を必要とする。

第5章 パートナーシップ

- 1. 同性同士のパートナーシップを組む事は出来ない。
 - 2. パートナーとは、パートナーシップを組む男女相互を意味する。
 - 3. シングル登録のプロ登録選手が新たにパートナーシップを組む時は、双方の認定級位とする。
 - 4. カップル登録の選手が事情により臨時パートナーシップを組む時は自己の認定級位以下の臨時パートナーでなければならない。
- ※事情によりとは、女性パートナーの妊娠・出産及びパートナーの短期の疾病・障害を意味し総局審査会の承認を得た後に競技会にエントリー出来るものとする。

第6章 出場義務

- 1. プロ登録選手においては、自己級毎に以下の競技会に出場する義務が課せられる。
なお、自己級を含む混合級戦は自己級戦と見なす。

A級選手 自己級戦、及びオープン戦（西部選手権を含む）

※大会にライジング戦とオープン戦が有る場合には、オープン戦に必ず出場しなければならない。

※大会に自己級戦もオープン戦も無く、ライジング戦が有る場合は、ライジング戦に必ず出場しなければならない。

【特例】 ボールルーム・ラテンアメリカン両部門A級の選手については、大会においてボールルーム・ラテンアメリカン両部門にオープン戦が有る場合に、どちらか一方の部門のオープン戦に出場し、もう一方の部門のライジング戦に出場した場合にはそのライジング戦を義務対象と見なす。

B級選手 自己級戦

※大会に自己級戦が無く、ライジング戦が有る場合は、ライジング戦に必ず出場しなければならない。

C級選手 自己級戦

※大会に自己級戦が無く、ライジング戦が有る場合は、ライジング戦に必ず出場しなければならない。

D級選手 自己級戦

2. 1節の出場義務競技会が有る大会が、プロ登録選手の出場義務大会となる。従って、競技年度内の出場義務大会の数は、選手の自己級によって異なる。
3. 出場義務大会の対象となるのは西部総局主催の大会のみである。競技年度の途中で登録したプロ登録選手においては、登録時点からその年度末までの大会が対象となる。
4. プロ登録選手が1節の出場義務競技会に出場した場合に、その大会を出場回数に数える。競技開始前に出場を取り消した場合は出場したことはない。少なくとも1曲を最後まで演技し、その後、途中棄権した場合は出場したものと見なす。なお、大会に出場義務競技会が無い場合でも、上位級競技又はオープン戦に出場すれば出場回数に数える。これは昇級規定の義務回数にも数えられる。

第7章 昇級規定

1. B級以下のプロ登録選手で競技年度内の出場義務大会の1/2以上に出場を果たした者の内、年間得点が22点を超える者は、競技年度末に昇級する。
2. 昇級に必要な点数は次の場合に与えられる。
 - a. 競技会において、決勝に勝ち残った選手に対し、次の通り点数を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位以下
得点	10点	8点	6点	4点	2点	1点	0.5点

- b. 上位級の選手が6組以上出場する競技会において、下位級の選手が6位以内の順位を得たとき、5点が加算される。
ライジング戦及びオープン戦は、この競技会に該当するが、自己級を含む混合級戦は、該当しない。
3. 出場組数が6組に満たないときは、最下位を6位とみなし、順次繰り上げその点数を与える。
4. 次の各項に該当したときは、総局審査会に諮り特別昇級を認める。

※ 1 節の出場回数と年間得点の条件を満たしていなくても、競技年度末に昇級する。

- a. オープン戦において、C 級以下の選手が 6 位以内の順位を得たとき。
 - b. B 級以下の選手が、上位級の選手が 6 組以上出場する競技会において優勝したとき。
ライジング戦及びオープン戦は、この競技会に該当するが、自己級を含む混合級戦は、該当しない。
 - c. B 級以下の選手が、全日本級及び、それ以上の競技会において準決勝入りを果たした時は即日 A 級とする。
5. 昇級の決定は、すべて総局審査会に諮り決定する。

第 8 章 降級規定

1. 次の各項に該当したときは、降級の対象となる。(ボールルーム・ラテンアメリカン共通)
 - a. 競技年度内の出場義務大会の過半数に出場しなかったとき。(但し、最高 5 回を限度とする)
※海外に技術の習得を目的とした留学又は研修、海外で開催される国際的な競技会への出場を希望する選手が事前に海外研修届を提出したときは、その期間の競技会に出場したものと見なす。
 - b. 競技年度に、選手の登録をしなかったとき。
 - c. 競技年度内において、各級別に次の要件に該当したとき。
A 級→B 級 自己級戦並びにオープン戦において、1 度も準決勝に進出し得なかったとき。
B 級→C 級 自己級戦において、1 度も準決勝に進出し得なかったとき。
C 級→D 級 自己級戦において、1 度も準決勝に進出し得なかったとき。
2. S A 級は対象外とする。
3. 以下の事項については降級審査の為の総局審査会において審査の対象となる。
 - a. 女性パートナーの産休。
ただし産休の期間はその年度のみ、年度を越えても次年度までとする。
 - b. 事故・疾病等で出場不可能な場合。(競技大会毎に診断書の提出が必要)
 - c. 総局審査会が諸般の事情により必要と認めた場合。
4. 降級の決定は、すべて総局審査会に諮り決定する。

第 9 章 その他

1. 本規定の改廃は、総局運営委員会において決定する。
2. 本規定適用の詳細は、総局審査会に委ねられる。
3. 本規定は、平成 22 年 1 月 1 日より施行する。

平成 22 年 1 月 1 日制定
J C F 西部総局競技部 妹尾泰樹

平成 27 年 11 月 19 日改定 総局運営委員会